

海水を被った木材等の処理

【基本的事項】

- ・ 潮だまりに長期間浸った砂まみれの流木や薄い合板等の木材は塩素濃度が高いため、そのまま焼却すると塩化水素やダイオキシン類の発生が懸念される。仮置場で一定期間降雨にさらし、塩分を抜く必要がある。
- ・ 塩分が抜けたと判断される木材については、再利用等の可能性もある。焼却処理する場合は、十分な排ガス処理機能を有する高温焼却（800 以上）を行うことが理想である。
- ・ 塩分が低下し気温が上昇すると、カビが繁殖したり、キノコが生えたりするため、必要に応じ消石灰散布や、塩分低下後の速やかな焼却等の措置を講ずる。

【処理フロー】

海水を被った木材等の処理フローを以下に示す。基本的には木質系廃棄物と同じである。

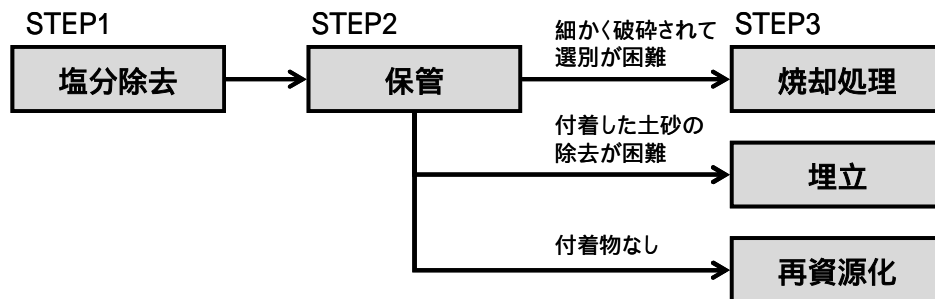


図 1 海水を被った木材等（塩分除去）の処理フロー

STEP1 塩分除去

- ・ 降雨（可能であれば流水）に一定期間さらし、塩分を洗い流す。短時間の散水では効果が薄い。
- ・ 土壌への塩分負荷をなくすために、可能であれば遮水シートを設置することが望ましい。遮水シートを設置できない場合は、仮置き場所の跡地利用を検討した上で場所を選定する必要がある。

STEP2 保管

- ・ 塩分除去を行った木材等は、別途保管することが望ましいが、塩分濃度の低下を確認した場合は、海水に浸っていない木材と混ぜて保管しても問題ない。
- ・ 処理可能となるまで自然発火防止に努めて保管する。野積みの場合、高さ 5m 以下、面積 200m² 以下、山と山の間を 2m 以上に保つ。
- ・ カビの繁殖やキノコの発生を防ぐために、消石灰散布等の措置を施す。

STEP3 焼却処理、埋立、再資源化

- ・ 再資源化が可能なものは、必要に応じて破碎等の処理を行った上で再資源化施設に引き渡す。
- ・ 細かく破碎されて選別が困難であるものや、付着した土砂の除去が困難であるものは焼却または埋立処分を行う。焼却する場合は、十分な温度管理（800 以上）と排ガス処理機能を有する施設において処理する。